

国土交通省関東地方整備局
令和 3 年 5 月 21 日

民間競争入札実施事業
「国営東京臨海広域防災公園 運営維持管理業務」の実施状況報告

基本方針に基づく標記事業の実施状況は以下のとおり。

I 事業の概要等

事 項	内 容
事業概要	<p>国営東京臨海広域防災公園（東京都江東区）における運営維持管理業務</p> <p>①公園運営維持管理業務（委託費により行う業務）</p> <p>1)本業務全体のマネジメント及び企画立案業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務全体のマネジメント及び企画立案 ・臨機の措置、その他本業務が円滑に行われるための諸業務 等 ・企画広報（行催事企画運営、広報、公園ボランティア活動の支援・調整） ・公園利用者への利用指導、公園利用者へのサービス、園内巡視 等 ・発災時の利用者避難誘導（大規模災害等発生により国が緊急災害現地対策本部を設置する等公園を防災拠点として使用する場合に、入園者の避難誘導、備品及び展示装置等の移動等、国の円滑な活動を支援） <p>2)施設・設備維持管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持修繕・保守点検等（建物、建物設備、園路広場、電気設備、汚水・排水施設、給水施設、水景施設、その他設備） ・清掃（体験学習施設清掃、園内・工作物清掃） 等 <p>3)植物管理業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芝生管理、高木管理、中低木管理、草花管理等（草刈り、施肥、灌水、剪定等）

	<p>②収益施設等管理運営業務</p> <p>1)収益施設運営業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食・物販施設等の運営 <p>2)自主事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時飲食・物販施設等の設置・運営
実施期間	令和2年2月1日から令和6年1月31日までの4年間
受託事業者	H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務西武造園株式会社
契約金額（税抜）	<p>320,700,000円</p> <p>（令和元年度：11,903,041円）</p> <p>（令和2年度：80,076,426円）</p> <p>（令和3年度：80,188,425円）</p> <p>（令和4年度：80,188,626円）</p> <p>（令和5年度：68,343,482円）</p>
入札の状況	入札説明書交付者： 7者、入札参加者： 1者
事業の目的	<p>本業務は、本公園において、国営公園設置の意義を踏まえ、公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで、利用促進のための行催事や広報宣伝の企画・立案・実施、入園料徴収、巡視・保安警備、公園利用者に対するサービスの提供、利用指導、救急、公園利用者の安全・安心の確保、地域貢献や市民等との協働、他の施設管理者との連携、建物や工作物等公園施設の維持管理、清掃、植物の育成・維持管理、収益施設の運営など多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものであり、その効用を最大限発揮させることを目的とする。</p>
選定の経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本方針への掲載 平成21年度 ・ 市場化テスト事業としての事業実施回数 4回目 ・ 新プロセスへの移行 平成28年度
特記事項 （改善指示・法令違反行為等の有無）	<p>本業務において、業務に係る法令違反行為はなかった。また、重大な事故発生や著しい業務の質の低下など、業務の適正かつ確実な実施を確保するために、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第26条における報告の徴収等及び同法第27条における指示等が必要な状況はなかった。</p>

II 評価

1. 事業の質に関する評価

本業務においては、「H31-35 国営東京臨海広域防災公園運営維持管理業務民間競争入札実施要項」（以下「実施要項」という。）により、サービスの質として、「包括的な質」と「個別業務の質」を設定しているところである。

このサービスの質について達成状況を確認するため、実施要項に記載された方法により実施したモニタリング調査の結果等について報告する。

(1) 包括的な質

1) 公園利用者数の確保

①体験学習施設の年間入館者数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

	年間
令和元年度	40 千人
令和2～4年度	278 千人

イ 結果

- 令和元年度の入館者数は年間 19,693 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、1月より新型コロナウイルス感染症の影響により、学校等の課外活動自粛に伴う団体予約のキャンセルや海外からの旅行者が来られなくなったこと、また2月末より屋内施設を臨時休館した影響によると考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- 令和2年度の入館者数は年間 63,903 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年4月1日～5月28日及び令和2年12月26日～3月31日まで臨時休館していたこと、また開館している期間においても、体験学習施設内でソーシャルディスタンスの確保等のため一度に案内できる人数を減らしての運用をせざるをえなかったため事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質が確保されるよう、新型コロナウイルス感染症を実施の上で、新たな取り組みとして、個人向けガイドツアーを実施し、起震機体験を盛り込み少人数での体験学習施設の利用を推進する取組を行っているところである。

表 1 体験学習施設の年間入館者数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間 278 千人以上 ※令和元年度は 40 千人以上	19,693 人	63,903 人

②体験学習施設の年間小・中学生の団体入館者数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

	年間
令和元年度	2,700 人
令和2～4年度	28,000 人

イ 結果

- ・令和元年度の入館者数は年間 1,637 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による学校等の課外活動自粛に伴う団体予約のキャンセルや2月末より屋内施設を臨時休館していた影響によると考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和2年度の入館者数は年間 4,874 人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月1日～5月28日及び令和2年12月26日～3月31日まで体験学習施設を臨時休館していたこと、また再開館後も体験学習施設内でソーシャルディスタンスの確保等のため一度に案内できる人数を減らしての運用をせざるをえなかったため事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質が確保されるよう、新型コロナウイルス感染症対策を実施の上で、新たな取り組みとして、予約の段階で体験学習時間を十分に取って1回での案内を25人以下にして、密を避けながら体験学習施設の利用を推進する取組を行っているところである。

表 2 体験学習施設の年間小・中学生の団体入館者数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間 28,000 人以上 ※令和元年度は 2,700 人以上	1,637 人	4,874 人

2) 利用者満足度の向上

①年間及び四半期ごとの「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
87%	87%	87%	87%	87%

イ 結果

- 令和元年度は、「満足できる」及び「やや満足」の回答比率が年間で84%となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症対策として体験学習施設内でのソーシャルディスタンス確保等のため一度に案内できる人数を減らしての運用をせざるをえなかったため事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で効率よく運用できるよう改善を行い、感染防止対策を実施しながらでも満足度が上がるよう工夫を行った。

- 令和2年度は、「満足できる」及び「やや満足」の回答比率が年間で90%となり、達成すべき質は確保された。

また、その内訳は、第1四半期95%、第2四半期89%、第3四半期91%、第4四半期は令和2年12月26日～3月31日まで体験学習施設を臨時休館していたため、第4四半期の調査は実施しなかった。第1四半期～第3四半期では達成すべき質が確保された。

表3 年間及び四半期ごとの「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間 87%以上	84%	90%
第1四半期 87%以上	—	95%
第2四半期 87%以上	—	89%
第3四半期 87%以上	—	91%
第4四半期 87%以上	—	—

②年間及び四半期ごとの「自主事業及び委託費を充当する防災に関する行催事」における利用者の学習効果に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	年間
88%	88%	88%	88%	88%

イ 結果

- ・令和元年度は、「満足できる」及び「やや満足」の回答比率が年間で95%となり、達成すべき質は確保された。
- ・令和2年度は、「満足できる」及び「やや満足」の回答比率が年間で89%となり、達成すべき質は確保された。

また、その内訳は、第2四半期83%、第3四半期91%となっており、年間での達成すべき質は確保されたが、第2四半期では達成すべき質が確保されなかった。なお、第1四半期及び第4四半期は、新型コロナウイルス感染症の影響により行催事を実施していない。

要因として、第2四半期においては個人向けガイドツアーを新たな取り組みとして実施したが、回転率が悪くなり、起震機での乗車待ちが発生したため満足度に影響があったと考えられる。2四半期の要因となった運用内容の改善は第3四半期で行い、達成すべき質は確保された。令和3年度以降、達成すべき質が確保されるように、第3四半期の改善した運用を引き続き行うこととし、今後同様のイベントを行う時に、効率よく案内を行うことで乗車待ちが発生しないよう工夫していく。

表4 年間及び四半期ごとの「自主事業及び委託費を充当する防災に関する行催事」における利用者の学習効果に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間 88%以上	95%	89%
第1四半期 88%以上	—	行催事実施無し
第2四半期 88%以上	—	83%
第3四半期 88%以上	—	92%
第4四半期 88%以上	—	行催事実施無し

3) 多様な利用プログラムの提供

①防災関連の普及啓発に関する大規模な行催事の開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度	令和2～4年度
年間開催回数	3回	22回
延べ参加人数	1,300人	11,000人

イ 結果

- 令和元年度は、防災関連の普及啓発に関する大規模な行催事の開催回数が年間で2回、延べ参加人数が1,107人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、2月より新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模イベントを中止せざるをえなかったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- 令和2年度は、防災関連の普及啓発に関する大規模な行催事の開催回数が年間で3回、延べ参加人数が589人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、大規模イベントを中止せざるをえなかったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質が確保されるよう、大規模イベントについては、東京都の状況を注視しながら、密にならないで運用できるイベントを実施していく。

表5 防災関連の普及啓発に関する大規模な行催事の開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間開催回数 16回以上 ※令和元年度 3回以上	2回	3回
延べ参加人数 7,700人以上 ※令和元年度 1,300人以上	1,107人	589人

4) 情報受発信

①マスコミによる報道件数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度	令和2～4年度
マスコミによる報道件数	26件	161件

イ 結果

- ・令和元年度は、マスコミによる報道件数が年間で7件となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、イベント等の取材が例年であれば2、3月は月20件程度あるところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等が中止になり取材が行われなかったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での防災対応等の情報を発信していくことでマスコミによる報道件数の増加に取り組んだ。

- ・令和2年度は、マスコミによる報道件数が年間で42件となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、イベント等の取材が例年であれば平均して月15件程度あるところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等が中止になり取材が行われなかったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

表6 マスコミによる報道件数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
161件以上 ※令和元年度26件	7件	42件

5) 地域との連携活動・市民との協同活動

①近隣施設との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の行催事の開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度	令和2～4年度
年間開催回数	8回	61回
延べ参加人数	1,200人	9,700人

イ 結果

- ・令和元年度は、近隣施設との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の行催事の開催回数が年間で4回、延べ参加人数が375人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、3月より新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを自粛せざるをえなかったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- ・令和2年度は、近隣施設との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の行催事の開催回数が年間で11回、延べ参加人数が373人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを自粛せざるをえなかったため、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質が確保されるよう、近隣施設との連携による防災関連の普及啓発イベントについては、東京都の状況を注視しながら、事前予約等を活用し、密にならないで運用できるイベントの実施していく。

表7 近隣施設との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の行催事の開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間開催回数 61回以上 ※令和元年度 8回以上	4回	11回
延べ参加人数 7,700人以上 ※令和元年度 1,300人以上	375人	373人

②市民との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の開催事の開催回数、延べ参加人数

ア 達成すべき質

下表に示す数値以上であること。

達成すべき質	令和元年度	令和2～4年度
年間開催回数	4回	27回
延べ参加人数	2,200人	18,000人

イ 結果

- 令和元年度は、市民との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の開催事の開催回数が年間で3回、延べ参加人数が1,255人となり、達成すべき質は確保されなかった。

要因として、3月より新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを自粛したためと考えられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

- 令和2年度は、市民との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の開催事の開催回数が年間で64回、延べ参加人数が904人となり、開催回数については達成すべき質は確保されたが、延べ参加人数については達成すべき質は確保されなかった。

要因として、昨年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、イベントを自粛せざるをえなかったこと、また開館している期間においても、体験学習施設内でソーシャルディスタンスの確保等のため一度に案内できる人数を減らしての運用をせざるをえなかったため事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

達成すべき質が確保されるよう、新型コロナウイルス感染症対策を実施の上で、新たな取り組みとして、個人向けガイドツアーを実施し、起震機体験を盛り込んだ少人数での体験学習施設の利用を推進する取組を行っていく。

表8 市民との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の開催事の開催回数、延べ参加人数

達成すべき質	令和元年度実績	令和2年度実績
年間開催回数 27回以上 ※令和元年度 4回以上	3回	64回
延べ参加人数 18,000人以上 ※令和元年度 2,200人以上	1,255人	904人

(2) 個別業務の質

ア 達成すべき質

以下に示す個別業務の質を確保すること。

① マネジメント

多岐にわたる業務について適切な目標を定め、総合的な調整のもと、相互連携を保ちつつ、実施の方法が決定され、さらに、これらの業務を統括し、適切な進捗管理が行われていること。

また、その他本業務が円滑に行われるための諸業務を実施すること。

② 企画運営管理

公園利用者の満足度が高いレベルで保たれていることを目的とし、多種多様な公園利用者のニーズを適切に把握したうえで、指定された業務内容を実施し、公園利用者への適切な指導・サービス、利用促進のための行催事、公園ボランティアとの良好な連携に向けた支援・調整を行うとともに、常時適切な広報、情報発信を行い認知度を向上すること。また、大規模災害等発生により国が緊急災害現地対策本部を設置する等公園を防災拠点として使用する場合に、公園利用者の避難誘導、備品及び展示装置等の移動等、国の円滑な活動を支援すること。

③ 施設・設備維持管理業務

1) 維持修繕・保守点検

建物、園路広場、電気設備、汚水・排水施設等の性能が常時適切な状態で保たれているとともに、公園利用者の安全が確保されていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、建物、園路広場等の機能及び劣化の状態を調査するとともに、異常又は劣化がある場合は、必要に応じ対応措置が判断・実行されていること。

2) 清掃

快適な公園環境が保たれていることを目的とし、指定された業務内容を実施し、施設内外の汚れを除去し、又は汚れを予防すること。

④ 植物管理業務

本公園の意義や役割、機能を踏まえた演出を目的とし、公園全体の利用状況、景観、季節、及び生物の生育環境等に応じ、自生植物や園芸植物等の特性にあった年間管理計画を作成し、植物が常に良好な状態にあること。

⑤ 収益施設等設置管理運営業務

公園利用者へのサービス向上を目的とし、公園管理の包括的・統一的な管理のもと、公園運営維持管理業務との連携調整を図りながら、公園利用者の利便性が高まり、安全・快適かつ清潔な環境が保たれていること。また、自主事業を行う場合は、公園の利便性や魅力をより一層高めるよう適切に行うこと。

イ 結果

個別業務の質に関する履行確認は、運営維持管理業者からの企画提案を含め、全ての事項を網羅した『履行確認シート』を作成し、調査職員が項目に応じた履行確認を書面及び現地立ち会いにより実施している。

令和元年度及び令和2年度において、運営維持管理業者から調査職員に対して適切に月別作業企画書、実績書が提出され、調査職員により計画通りの履行を確認しており、個別業務の質が確保されていることを確認した。

(3) 民間事業者からの改善提案による改善実施事項

民間事業者からは、企画提案時及び業務を履行するなかで、以下のようなサービス向上のための提案が出されており、これらの提案については、毎月開催される連絡調整会議(国職員と事業者との定例の意見交換の場)等で調整を行い実施している。

① 実施状況

1. 【防災関連の普及啓発(大規模)】テロ、災害時の対応・救出活動を知る



東京消防庁令和3年出初め式訓練

テロや地震、火災などの災害発生時に、東京消防庁の対応等を消防演技としてご覧いただく事で、テロ、災害対策活動の認知促進を図るため実施。

期間：令和3年1月6日

来館・来園者合計数：278名

2. 【防災関連の普及啓発(大規模)】深く気づき、深く学ぶ たくさんの“人”へ発信する継続的な防災啓発事業



防災モーターショーパネル展

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、大規模イベントの開催が難しいことから、例年出展いただいている車両のパネル展示を実施。

期間：年1回開催

参加者数：-

3. 【防災関連の普及啓発（中規模）近隣施設との連携】防災に関する専門知識を学ぶ



オンライン防災講座（ペットと防災）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンラインにて開催。ZOOMを使い、参加者からリアルタイムで質問に答えるなど、災害時のペットとのかかわり方を学ぶ講座を開催。

期間：年1回開催

参加者数：9名

4. 【防災関連の普及啓発（中規模）近隣施設との連携】生き抜くヒントを学ぶ



自然災害体験車 3Dシアター

国土交通省が保有する自然災害体験車にて、3D眼鏡を用いて土石流災害の映像をリアルに体験いただくイベントを開催。

期間：年1回開催

参加者数：82名

5. 【防災関連の普及啓発（中規模）市民との連携】生き抜くヒントを学ぶ



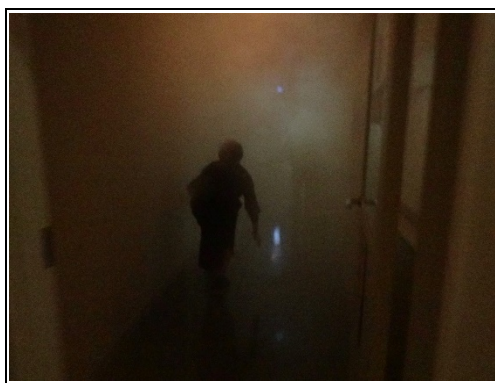
防災語り部・初心者向け防災講座

国土交通省OBの専門家による、初心者向け防災講座。来館の学校向けにその地域に沿った防災の視点での講義を実施。

期間：年2回開催

参加者数：94名

6. 【防災関連の普及啓発（中規模）市民との連携】生き抜くヒントを学ぶ



煙体験イベント

東京直下 72 時間ツアーと連動した、煙体験イベント。火災時の煙からの避難方法を体験を通じて学ぶ。

期間：年 6 回開催

参加者数：45 名

②評価

新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、新たな取り組みとして、個人向けガイドツアーを実施し、起震機体験を盛り込み少人数での体験学習施設の利用を推進する取組、自然災害体験車 3D シアターイベントを行い、多くの人へ防災意識や防災知識の向上を発信するとともに利用者サービスの質、満足度の向上につながった。

また、園地の利用促進や来館者数の増加、防災知識の向上につながることを目的に東京消防庁出初式を受託事業者が主体的に調整し、実施に至った。これらの実施により、「市民との連携による防災関連の普及啓発に関する中規模の行催事の開催回数」における達成すべき質を達成するとともに、個人向けガイドツアーの効果的な広報活動により「年間及び四半期ごとの「体験学習施設のサービス」に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率」、「年間の「自主事業及び委託費を充当する防災に関する行催事」における利用者の学習効果に関する「満足できる」及び「やや満足」の回答比率」についても達成すべき質を達成する相乗効果を生み出した。

2. 実施経費についての評価

従前経費（平成 23 年度）と令和 2 年度の実施経費を比較すると、削減額は -17,991 千円（削減率 -29.0%）となる。

要因としては、公共工事設計労務単価の上昇及び平成 27 年度の体験学習施設リニューアル後に体験説明者等を増員したことによるものであると考えられ、公共工事設計労務単価を平成 23 年度の労務単価に置き換えたうえで、平成 23 年度時点の体験説明者等の人員に置き換えたところ、令和 2 年度の実施経費が 59,101 千円となり、2,983 千円（4.8%）の経費削減が図られたと評価できる。

項目	金額等	労務単価等による補正後の金額等
従前経費 (税抜) (A)	62,085,000 円 (平成 23 年度)	同左
実施経費 (税抜) (B)	320,700,000 円 令和元年度：11,903,041 円 令和 2 年度：80,076,426 円 令和 3 年度：80,188,425 円 令和 4 年度：80,188,626 円 令和 5 年度：68,343,482 円	令和 2 年度の実施経費 59,101,597 円
削減額 (C) = (A) - (B)	<令和 2 年度との比較> -17,991,426 円	<令和 2 年度との比較> 2,983,403 円
削減率 (C/A × 100)	<令和 2 年度との比較> -28.9%	<令和 2 年度との比較> 4.8%

3. その他（特記事項に係る経緯等）

改善指示・法令違反行為はなかった。

4. 競争性改善のための取り組み

関東地方整備局では、本事業における競争性改善のため、以下の通り取組を実施した。

(1) 入札参加者の募集に関する改善

- 入札公告から申請書類等の受付期間の延長
1 期目（平成 21 年度入札公告）では公告期間が 31 日に対して、4 期目（令和元年度入札公告）は 54 日に延長した。
- 入札参加が期待される関係団体等へ周知するための広報
市場化テスト 4 期目に新たに実施した。
- 提案項目審査における加算点の配分拡大
新規の意欲的な提案を引き出し、新規事業者の参入を促進するため、提案項目について下表のとおり加算点の配分を拡大した。

	配点	
	市場化テスト 1 期目	市場化テスト 4 期目
自主事業の提案	15 点	20 点
収益施設の運営に関する提案	—	20 点

従来の実施方法に対する改善提案	10 点	25 点
(参考) 提案項目審査の合計点	120 点	180 点

(2) 配置予定者の業務実績等に関する要件の改善

- ・企業及び配置予定者の業務実績要件の緩和

市場化テスト1期目は同種又は類似業務の経験について、過去10年の業務を対象としていたが、市場化テスト3期目は過去15年に対象期間を延長した。

5. 新プロセス移行後の状況

本事業において、4. のとおり競争性改善のための取組を講じてきたところ、応札者は1者となっている。1者応札になった原因を探るため、実施要項を受け取ったが入札に参加しなかった事業者等にヒアリングしたところ、「業務内容が多岐に渡っており、履行体制の確保が困難」との意見があったが、本業務は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い、目標及び業務計画を策定し、その一元的管理方針のもとで多岐にわたる業務を総合的な調整のもと、相互連携を保ち、適切に進捗管理を行いつつ実施するものである。そのため、これらの業務を分割して発注する場合、国が各業務間の調整を行う必要があるが、調整に係る事務処理が増大し、現行の体制で多岐にわたる業務を一元的管理方針のもとで相互連携を保ちながら的確に執行していくことは困難であり、公園運営に支障をきたす可能性があることから、分割して発注することは難しいと考えている。

また、「公告期間が短く入札の準備ができなかった」との意見があったが、3期目の公告期間が36日に対して、4期目は54日に延長しており、現行業務の実施状況を踏まえた次期業務の仕様の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、これ以上の延長は難しいと考えている。

これらを考慮すると今まで以上の改善策を講じて競争性を確保することは困難な状況である。

6. 評価委員会等からの評価

令和3年5月に関東地方整備局国営公園運営維持管理業務有識者委員会に本業務の実施状況を説明し、終了プロセスに移行することが妥当とされた。

7. 評価のまとめ

(1) 評価の総括

令和元年度(2、3月)及び令和2年度で、「達成すべき包括的な質」及び「個別業務の質」について、一部項目で達成されたが、体験学習施設の入館者数等は目標値に届かなかった。

要因として、新型コロナウイルス感染症の影響による緊急事態宣言中は、体験学習施

設の臨時休館及びすべての収益施設を閉鎖していたこと、また緊急事態宣言解除後においても、体験学習施設内でソーシャルディスタンスの確保等のため一度に案内できる人数を減らしての運用をせざるをえなかったことが挙げられ、事業者の責に帰すことが出来ない事由によると判断した。

イベントの実施にあたっては東京都の状況を注視しながら、密を避けて運用できるように国職員と事業者が調整しながら各種改善提案を行った。利用人数等が制限される中、小人数で開催できる個人向けガイドツアー等の工夫を行ったことが、「体験学習施設のサービス」や「利用者の学習効果」に対する満足度目標の達成に繋がっており、民間事業者のノウハウが活かされることで、サービス水準の向上につながっていると評価できる。

(2) 今後の方針

本事業の市場化テストは、今期で4期目であるが、事業全体を通じた実施状況は以下のとおりである。

- ①事業実施期間中、受託民間事業者が業務改善指示等を受けたり、法令に係る違反行為等はなかった。
- ②今後は、「外部評価委員会」において、本事業の実施内容及び結果の実績評価を行う予定である。
- ③民間競争入札の結果、2期連続一者応札であり、競争性に課題がある。
- ④確保されるべき公共サービスの質及び受託事業者から提案のあった項目に対する実施状況について、良好なサービスが達成されたと認められる。
- ⑤市場化テスト導入時（平成21年度）と比較すると、民間事業者の創意・工夫により効率化が図られており、民間競争入札導入後12年が経過した現在でも経費削減の効果を上げている。

これらのことから、本事業については、業務の質、実施経費の削減では良好な結果となっているものの、競争性の確保という点で課題がある。

本事業については、入札公告から申請書類等の受付期間の延長、関係団体等へ周知するための広報、包括的な質の設定に関する改善等の競争性改善に向けた取組を実施してきたものの、新プロセス1期目、2期目（市場化テスト3期目、4期目）がそれぞれ一者応札という結果であった。

これは、競争性改善に向けた取組を実施してもなお、①事業者において人員を確保することが困難であること、②公告期間が短く入札の準備が困難であること、が要因と考えられる。

しかし、①については、本事業は公園の運営維持管理全般について計画立案を行い一元管理方針のもとで総合的な調整を実施することにより、各業務の相互作用によ

って業務の効率化や一体的な公共サービスの提供を図ることに意義があるため、業務を分割すること等による対応は困難である。

②については、現行業務の実施状況を踏まえて次期業務の見直しに向けた検討期間を十分に確保するためには、入札公告から申請書類等の受付期間をこれ以上延長することは困難である。

以上のことから、本事業については競争性に課題が認められるものの、「市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針」（平成26年3月19日 官民競争入札等監理委員会決定）Ⅲ.4に基づき、総合的に判断し、現在実施中の業務をもって市場化テストを終了することとしたい。

なお、市場化テスト終了後も、これまで官民競争入札等監理委員会における審議を経て厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続き及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づき、関東地方整備局としても自らサービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をして参りたい。